

産業建設常任委員会

日 時 平成 27 年 3 月 16 日 (月) 午後 1 時 00 分 ~
場 所 第 2 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査 (意見陳述・質疑～採決)

4 所管分付託議案審査 (付託表その 2)

(1) 第 3 号議案 平成 27 年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

(2) 第 5 号議案 平成 27 年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

(3) 第 10 号議案 平成 27 年度亀岡市上水道事業会計予算

(4) 第 11 号議案 平成 27 年度亀岡市下水道事業会計予算

(5) 第 58 号議案 亀岡市景観条例の制定について

(6) 第 59 号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(7) 第 60 号議案 市道路線の認定について

(説明～質疑)

審査順：上下水道部 →まちづくり推進部

5 討論～採決

6 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

(2) 行政視察について

(3) 月例開催について

(4) 閉会中の継続審査について

審 査 日 程

3月16日（月）

●補正予算 委員長報告の確認

10:00～	委員長報告の確認
--------	----------

議会運営委員会（幹事会） ～ 会派会議 ～ 本会議

●請願審査（討論～採決）

13:00～	農業改革に関する請願（請願者意見陳述・質疑・討論・採決）
--------	------------------------------

●当初予算・条例・その他議案審査（説明・質疑）

13:30～	第10号議案	平成27年度亀岡市上水道事業会計予算	上下水道部
	第11号議案	平成27年度亀岡市下水道事業会計予算	上下水道部
	第3号議案	平成27年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算	上下水道部
	第5号議案	平成27年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算	上下水道部

<休 憩>

15:30～	第58号議案	亀岡市景観条例の制定	まちづくり推進部
	第59号議案	亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正	まちづくり推進部
	第60号議案	市道路線の認定	まちづくり推進部

●討論～採決

	（採決順：第3、5、10、11、58、59、60号議案）
--	------------------------------

●その他

	議会だよりの委員会掲載内容について
	常任委員会行政視察について
	4月の月例開催について
	閉会中の継続審査について

3月25日（水）

●委員長報告の確認

●その他

平成27年3月亀岡市議会定例会産業建設常任委員会
第58号議案 亀岡市景観条例の制定について

亀岡市景観条例施行規則（案）の概要

亀岡市景観条例施行規則（案）では、主に以下の内容について規定しています。

- ・用語の定義や届出方法、手続きに関する事
- ・別表において、届出対象の規模を規定
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定や標式に関する事
- ・景観協定の認可・変更・廃止に関する事
- ・景観まちづくり市民団体の認定の要件等に関する事
- ・審議会の運営に関する事

亀岡市景観形成助成金について

次の3つの事業に対して助成します。

- (1) 亀岡市が認定した景観まちづくり市民団体の活動（景観協定等の締結に向けた活動や地域景観資源の保全活動に関する事業等）に対して助成します。
- (2) 城下町地区において、城下町の景観に配慮した取り組みを行うために景観形成地区へ移行した地域や、景観協定の締結された地域、景観地区に指定された地域の建物等の改修、修繕等に対して助成します。
- (3) 景観重要建造物の修繕や景観重要樹木の保全に関する経費等に対して助成します。

※詳細は別紙のとおり

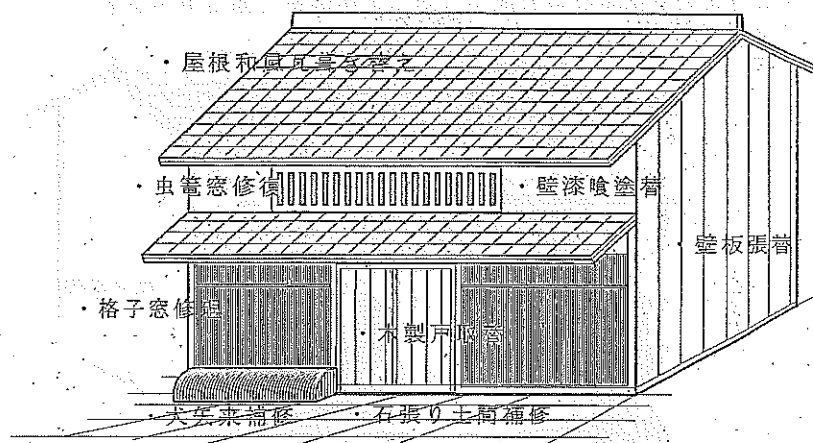
景観形成助成事業イメージ

1. 城下町地区の景観形成方針に即した景観形成地区に移行した区域

◆ 伝統様式を残す建造物 助成行為 例

(補助率 1/2 限度額 150 万円)

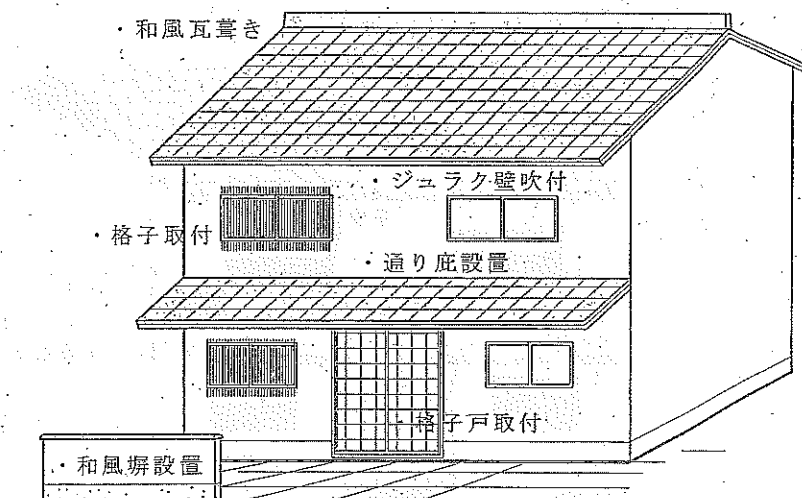
考え方： 景観形成地区への移行→町家などの伝統的様式を残す建造物について、
標準を上回る保存修景のために必要な経費を助成



◆ 伝統様式を残す建造物以外の建造物 助成行為 例

(補助率 1/2 限度額 100 万円)

考え方： 景観形成地区への移行→形成基準の作成→形成基準に沿った
標準を上回るグレードアップ分などの工事費について助成

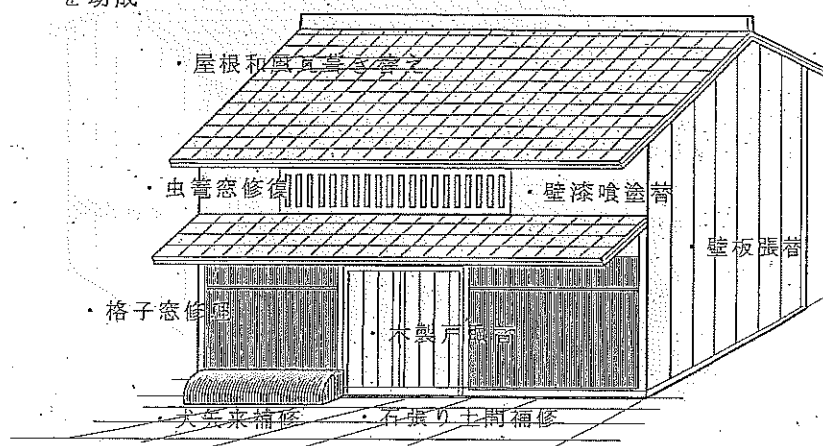


2. 城下町地区の景観形成方針に即した景観協定の締結された区域

◆ 既存町家などへの助成行為 例

(補助率2/3 限度額200万円)

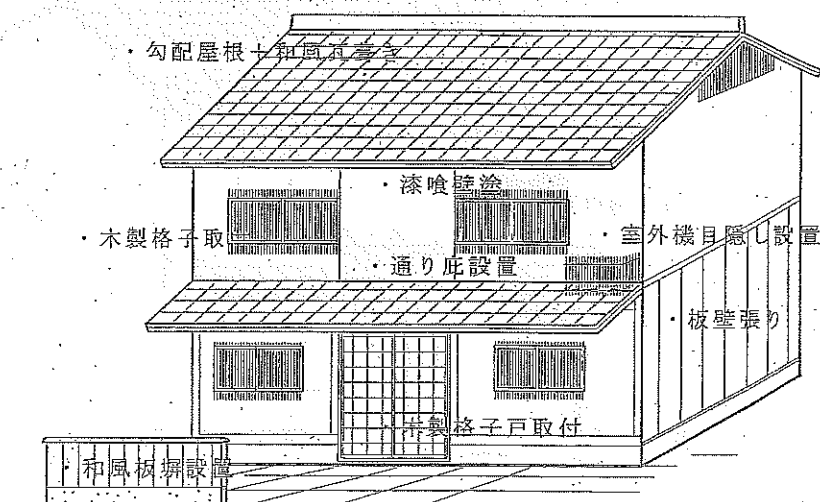
考え方： 景観協定の締結→町家などの伝統的様式を残す建造物について、
景観協定の形態意匠の取決めに応じた標準を上回る保存修景に必要な経費を助成



◆ 既存町家以外の建造物などへの助成行為 例

(補助率2/3 限度額200万円)

考え方： 景観協定の締結→形態意匠の取決め→取決めに沿った
標準を上回るグレードアップ分などの工事費について助成

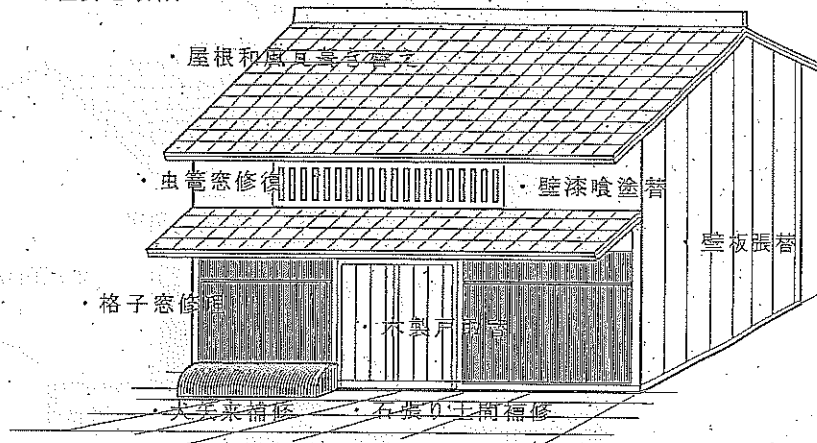


3. 城下町地区の景観形成方針に即した景観地区に指定された区域

◆ 既存町家などへの助成行為 例

(補助率2/3 限度額200万円)

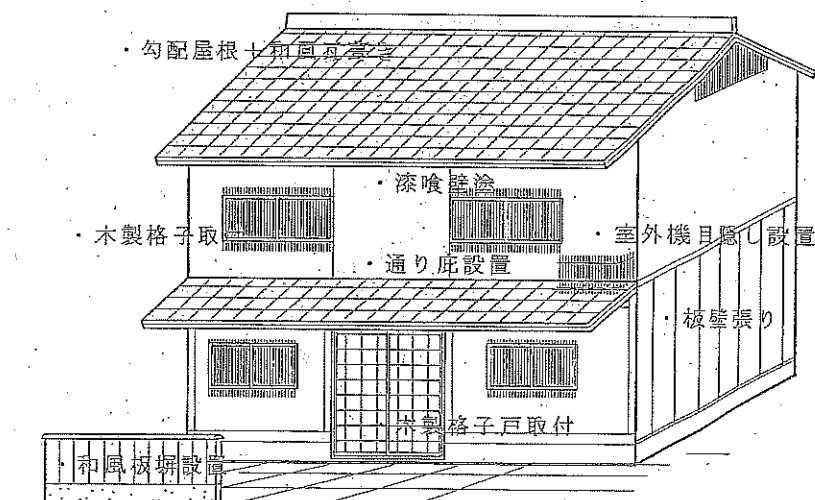
考え方： 景観地区への指定→町家などの伝統的様式を残す建造物について、
景観地区の形態意匠の取決めに応じた標準を上回る保存修景に必要な
経費を助成



◆ 既存町家以外の建造物などへの助成行為 例

(補助率2/3 限度額200万円)

考え方： 景観地区の指定→形態意匠の取決め→取決めに沿った
標準を上回るグレードアップ分などの工事費について助成

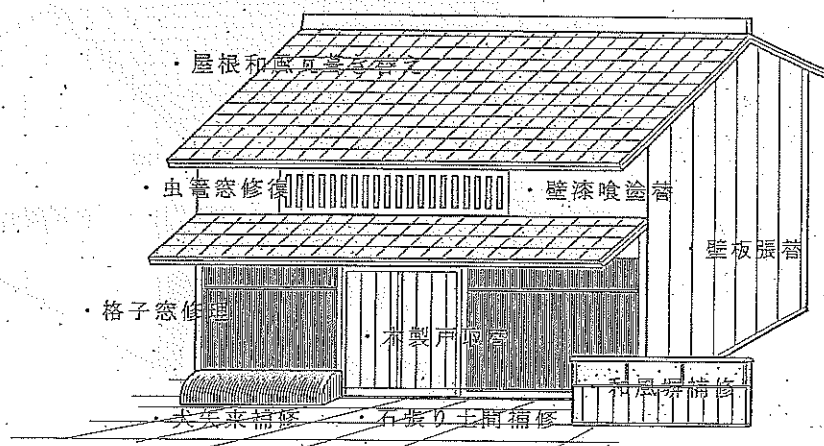


(3) 景観重要建造物等保全事業イメージ

1. 景観重要建造物

助成行為 例 (補助率 2/3 限度額 300 万円)

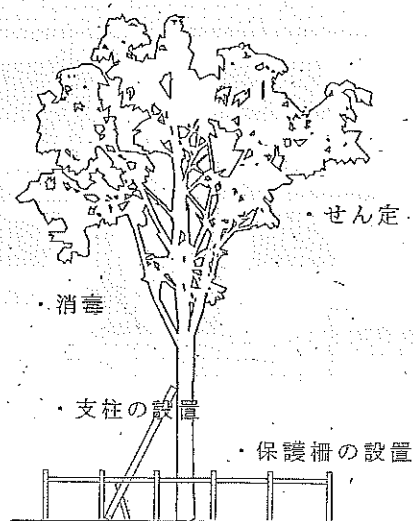
考え方: 地域の景観資源として認識されているなど景観上重要な建造物を指定→
保存修景のために必要な標準を上回る経費について助成



2. 景観重要樹木

助成行為 例 (補助率 2/3 限度額 30 万円)

考え方: 平成 8 年に選定された「亀岡の名木」の中から地域の景観資源として認識
されている樹木を指定→枯損の防止、樹木医による診断等に必要な経費を助成



平成27年3月25日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

産業建設常任委員長 湊 泰孝

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、亀岡市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 商工、労働、観光行政について
- (2) 農林水産行政について
- (3) 都市計画、土木行政について
- (4) 上下水道事業について
- (5) その他所管事項について

2 理 由

審査に資するため、なお引き続き調査を必要とする。

3 期 間

平成31年2月4日まで